

吉備国際大学  
国際環境経営学部研究紀要  
第19号, 65–74, 2009

## 新公益法人制度における公益認定：ボランティアの取扱いを中心

高橋 選哉\*

Public Interest Corporation Authorization System in Japan:  
How to Account Contributed Services

Eliya TAKAHASHI\*

**キーワード：**公益法人制度、公益認定、公益目的事業比率、無償の役務の提供

### 1. はじめに

公益法人とは、改正前民法34条「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財團ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」に基づき設立された社団法人および財團法人をいい、根拠法にちなんで民法34条法人と呼ばれていた。わが国の公益法人制度は明治29（1896）年の民法制定にさかのぼり、100年以上にわたって、公益法人はわが国の民間公益活動の重要な担い手として各分野において重要な社会的機能を果たしてきた<sup>1</sup>。しかしながら公益法人制度については、長い間、制度面や運用面から様々な問題点が指摘されていた。

このような問題点を解決し、更なる民間による公益活動の発展を目的として、平成13（2001）年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けての取り組みが進められてきた。平成15（2003）年には公益法人制度改革に関する有識者会議が設置され、平成16（2004）年には「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」が公表された。有識者会議での議論等を経て、平成18（2006）年3月に公益法人制度改革関

連3法案が閣議決定され、5月に成立した<sup>2</sup>。

本稿では、新しい公益法人制度を概観すると同時に、その特徴の一つである公益認定制度を取り上げ、特に公益目的事業比率の算定における無償の役務の提供等（以下、ボランティア・サービスという）の取扱いを考察することにする。

### 2. 公益法人制度改革

#### （1）従来の公益法人制度における問題点

改正前民法34条は、公益法人の設立の要件を、①公益を目的とする事業を行う社団もしくは財團であること、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ること、と定めていた。従来の公益法人制度における大きな問題点として、次の二つが指摘されていた（森泉 [1977] 3頁）。第一は、公益法人の設立要件①における「公益」概念の曖昧さである。公益とは、一般に「私益」に対する概念であり、社会全般の利益すなわち不特定多数の利益を意味すると考えられる幅広い解釈が可能な概念である。改正前民法34条は、公益の典型的な例示として「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸」を掲げ、公益概念をある

程度限定していたが、その他であっても主務官庁が許可すれば「その他公益に関する」ものとして取り扱われ、公益法人の設立要件を充足していると認められる点にあった。問題は、法制度上、何が公益であるかの具体的な要件が示されておらず、抽象的な表現に留まっているという制度面におけるものであった。

第二の問題点は、第一の制度面における問題点と密接に関わるが、公益性の判断が主務官庁に委ねられるという運用上の問題であった。公益性の判断は各主務官庁の裁量権に委ねられ、その判断において主務官庁ごとにバラツキが指摘されていた<sup>3</sup>。また公益性の判断を「民」ではなく、「官」が行うことによる主務官庁の特権主義、そしてそのような「法人化」が団体に対する国家の態度、政策によって左右され偏差を示す危険性の存在も問題視されていた（森泉 [1982] 3頁）。さらに公益性の判断（法人格の付与）に付随して、自動的に税制上の優遇措置<sup>4</sup>が公益法人に対して講じられていたこともあり、主務官庁による許可主義が問題とされていたのであった。

## (2) 公益法人制度改革の特徴

今回の公益法人制度改革は、「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与とともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること」（公益認定等委員会事務局 [2008] 3頁）を目的とする、明治29（1896）年の民法制定以来の抜本的な改革である。従来の公益法人制度における問題点を解決するために、新しい公益法人制度においては、公益性概念の曖昧さを排除し、主務官庁の裁量権に基づく許可主義を廃止している。

### ①準則主義

新公益法人制度においては、法人設立における公益性の判断を伴う主務官庁の許可主義が廃止され、登記のみで法人が設立可能となる準則主義が採用さ

れた。これにより、公益性の有無とは関係なく、法律の要件を満たせば一般社団法人および一般財団法人（以下、一般法人という）の設立が可能となった。一般社団法人は、2名以上の社員によって設立が可能であり、設立時の財産保有規制は設けられない。また一般財団法人は、300万円以上の財産の拠出によって設立が可能となっている。

### ②公益認定制度

登記によって設立される一般法人のうち、公益目的事業を主たる目的として行っている法人については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、公益法人認定法という）の基準に従い、公益認定を受けて公益社団法人・公益財団法人（以下、公益認定法人という）となることができるようになった<sup>5</sup>。公益性の判断を主務官庁から民間有識者による委員会に移し、公益性の判断基準を法律等により明確に定めることにより、公益性概念の曖昧さから生じる問題点の解決が期待されている。

## 3. 公益認定制度

新公益法人制度の特徴の一つである公益認定制度は、「行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、一般社団法人または一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設することにより、民間部門での公益的活動を促進し、活力ある社会の実現に資することを目指したもの」（新公益法人制度研究会 [2006] 187頁）である。以下では、公益認定制度の概要と認定基準を説明することにする。

### （1）行政庁

公益法人認定法における行政庁は、法人の活動範囲（地域）に応じて、内閣総理大臣もしくは都道府県知事と定められている（公益法人認定法3条）。すなわち、事務所が2つ以上の都道府県に設置されていたり、活動範囲が全国や複数の都道府県にまたが

っている場合には内閣総理大臣が、上記以外の場合には都道府県知事が行政庁とされている。

## (2) 公益目的事業

公益目的事業を行う一般法人は、行政庁の認定を受けることによって、公益認定法人となることができる（公益法人認定法4条）。準則主義により一般法人の設立が可能であることから、一般法人の行う事業には格別の制限はなく、公益的な事業や共益的な事業ならびに収益事業等を行うことができる。そこで、一般法人のうち、主に「公益目的事業」を行っている法人に対して、行政庁が公益認定を行う仕組みとなっている。公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業」であって、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定められている（公益法人認定法2条4項）。公益目的事業に該当する事業については、別表において23の事業が示されている（表1参照）。公益目的事業に該当するか否かについては、国の公益認定等委員会もしくは都道府県の合議制の機関（以下、両者をまとめて公益認定等委員会という）が判断し、その答申を

受けて行政庁が認定することになっている。

### (3) 公益認定の基準

公益認定を形式的に行うのは行政庁であるが、従来の公益法人制度における主務官庁による許可主義の弊害を排除するために、実質的な判断は民間有識者からなる公益認定等委員会において行われることになっている。行政庁は申請のあった一般法人が公益認定の基準を満たすか否かについて、公益認定等委員会に諮問し、公益認定等委員会は公益法人認定法5条に明示される基準や「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）<sup>6</sup>」（以下、ガイドラインという）に基づいて、当該法人の公益性の判断を行い、行政庁に答申を行うことになっている。

公益法人認定法5条1号から18号には、公益認定の基準が規定されている（表2参照）。その内容は、大別すると①法人の目的および事業の性質・内容に関するもの、②法人の財務に関するもの、③法人の機関に関するもの、④法人の財産に関するものとなっている<sup>7</sup>。公益認定を受けるためには、これらのす

表1 公益法人認定法2条別表

一	学術及び科学技術の振興を目的とする事業
二	文化及び芸術の振興を目的とする事業
三	障害者若しくは生活困窮者又は自己、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
四	高齢者の福祉の増進を目的とする事業
五	勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
六	公衆衛生の向上を目的とする事業
七	児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
八	勤労者の福祉の向上を目的とする事業
九	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
十	犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
十一	事故又は災害の防止を目的とする事業
十二	人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
十三	思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
十四	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
十五	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
十六	地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
十七	国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
十八	国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
十九	地域社会の健全な発展を目的とする事業
二十	公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
二十一	国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
二十二	一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
二十三	前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

表2 公益認定の基準（公益法人認定法5条）

法人の目的および事業の性質・内容に関するもの	
1号	公益目的事業を行うことを主たる目的とする
2号	経理的基礎および技術的能力を有する
3号	社員、評議員、理事、監事、使用人等の当該法人の関係者に対し特別の利益を与えない
4号	株式会社その他の営利事業を営む者や特定の個人・団体に特別の利益を与えない
5号	社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公の秩序もしくは善良の風俗を害する恐れのある事業を行わない
7号	公益目的事業以外の事業（収益事業）を行う場合、公益目的事業の実施に支障をおよぼすおそれがない
法人の財務に関するもの	
6号	公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超ないと見込まれる（收支相償）
8号	公益目的事業比率が100分の50以上と見込まれる
9号	遊休財産の額が一定の制限を超ないと見込まれる
法人の機関に関するもの	
10号	理事およびその配偶者または三親等以内の親族である理事の合計数が、理事の総数の三分の一を超えない
11号	同一の団体の理事または使用人等である理事の合計数が、理事の総数の三分の一を超えない
12号	会計監査人を置いている
13号	理事等に対する報酬等の支給基準を定めている
14号	社団においては、社員に対する平等な取扱いや理事会を置いている
法人の財産に関するもの	
15号	株式等の保有の制限
16号	公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合には、その旨ならびにその維持および処分の制限についての定款への記載
17号	公益認定の取消に伴う贈与制度の定款への記載
18号	精算の場合における残余財産の帰属先の制限

(出典：筆者作成)

べての基準を満たしていかなければならない。

#### 4. 公益目的事業比率算定におけるボランティアの取扱い

公益認定基準は18項目にわたり、法人の財務に関するものが3項目となっている。収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限の3つであるが、「項目数からすれば、全体の2割にも満たない。しかし、その比重は極めて大きく難解でもある（岡村[2008] 2頁）」と言われるように、その重要性は高いと考えられる。以下では、その中でも特に公益目的事業比率の認定基準を取り上げ、その算定におけるボランティア・サービスの取扱いについて若干の検討を行うものとする<sup>8</sup>。

##### (1) 公益目的事業比率

公益目的事業比率とは、公益認定法人が行うすべての活動（公益目的事業のほか収益事業等や法人の

運営管理活動を含む）における公益目的事業活動の割合であり、公益認定を受けるためには全体の5割以上であることを要請する基準である。公益法人認定法は、この算定にあたって、「費用」の額を用いることを定めている（15条）。事業規模の算定においては、支出額をベースにした費用のほかに、収入額をベースにした収益等が考えられないわけではない。しかし、ボランティア・サービスを事業比率の算定に勘案するとなると、測定が容易であり、客觀性をある程度担保することができる費用の額が採用されたと考えることができる。

公益法人認定法は、法人の行う事業を公益目的事業、収益事業等および管理運営活動に区分し、各事業の実施に係る費用の額（事業費）と法人の運営管理のために必要とされる経常的経費の額（管理費）の算定を求めている。事業費とは「当該法人の事業の目的のために要する費用」、管理費とは「法人の事

$$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}}$$

業を管理するため、毎年経常的に要する費用」と定められている（ガイドラインⅠ・7（1）①）。管理費には、総会・評議会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬等が該当するとされている。管理部門において発生する費用については、建物面積比、職員数費、従

事割合、使用割合の配賦基準によって、事業費と管理費に配賦される。

なお、公益目的事業比率の算定は、認定申請書の別表B（表3参照）において行われる。

## （2）ボランティアの取扱い

民間の公益活動の実際の扱い手は、無償で自分の

表3 別表B（1）公益目的事業比率の算定総括表

記載要領：下表の水色欄（■部分）を記載してください。			
事業 年度	自 年 度 至 年 度	年 月 日	法人コード
			法人名
<b>【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】</b> (公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)			
<b>公益目的事業比率の算定</b>			
公益実施費用額(13欄より)	1		円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2		円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3		%
<b>公益実施費用額の計算</b>			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)I欄より)	4		円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	5		円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	6		円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	7		円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	8		円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	9		円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	10		円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	11		円
調整額計(5欄～11欄の計)	12		円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13		円
<b>収益等実施費用額の計算</b>			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)I欄より)	14		円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	15		円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	16		円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	17		円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	18		円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	19		円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	20		円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	21		円
調整額計(15欄～21欄の計)	22		円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23		円
<b>管理運営費用額の計算</b>			
管理費の額(別表B(5)I欄より)	24		円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)II欄より)	25		円
融資に係る費用額(別表B(5)III欄より)	26		円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)IV欄より)	27		円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)V欄より)	28		円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)VI欄より)	29		円
引当金の取崩額(別表B(5)VII欄より)	30		円
財産の譲渡損等(別表B(5)VIII欄より)	31		円
調整額計(25欄～31欄の計)	32		円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33		円

時間、専門知識、労力を提供する個人（いわゆるボランティア）であり、ボランティアの存在なくして、その活動は成立しないといつても過言ではないであろう。言い換えれば、ボランティアによって提供される時間、専門知識、労力は、金銭等の寄付と同様に重要な活動資源であるということができる。

公益法人認定法は、そのようなボランティア・サービスが「①その提供が法人の事業等の実施に不可欠であり、②法人は提供等があることを予め把握しており、法人の監督下において提供等がなされ、③通常は市場価値を有するもの」（ガイドラインⅠ・7（4）①）に該当する場合、その必要対価の額を公益目的事業比率の算定上、公益実施費用額に算入することを認めている（公益法人認定規則17条）。

ボランティア・サービスに係る費用額の算定は、認定申請書の別表B（4）および（5）において行われることとなっている（別表B（4）については表4参照）。申請書には、サービスの名称（1欄）、サービスの内容（2欄）、必要対価の額（5欄）、必要対価の額の算定根拠（8欄）などを記載するようになっている。ここで検討したいのは、サービスの内容と必要対価の額についてである。

#### ①サービスの内容

申請書の手引き（内閣府／都道府県〔2008〕38頁）によると、公益実施費用額に算入できるサ

ービスについて、誰もが無料で受けることのできるサービスは含まれないことが示されている。多くの公益認定申請法人においては、専門家による専門サービスのみならず、単純作業を含むサービスがボランティアによって提供されているのではないかと考えられる。問題は、そのようなサービスが公益認定において認められるのか否かである。民間による公益

表4 別表B（4）無償の役務の提供等に係る費用額の算定

記載要領：下表の水色欄( )部分)を記載してください。						
NO.	事業年度	自年月	至年月	日法人コード	日法人名	
<b>【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】</b> (公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1件ごとに記載してください。)						
役務提供等の名称	1					
役務提供等の内容	2					
役務提供等を受ける場所	3					
役務の提供があつた事実を証する方法	4					
必要対価の額 (役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6	円	
費用額に算入する総額(5欄-6欄)	7	円				
必要対価の額(5欄) の算定根拠 (役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。また、昨年度の実績等があれば記載してください。)	8					
支払対価の額(6欄) の内容と算定根拠	9	※資料を添付する場合は、資料の番号と資料名を記載 (資料番号： 資料名： )				
算入対象となる事業 と配賦額 (配賦額は別表B(5) IV(無償の役務提供 等に係る費用額)へ 転記してください)	10	事業番号	事業の内容	事業の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明 してください。	配賦額	円
各事業の費用額へ の配賦(10欄)計算内 訳	11	(複数事業に共通して役務が提供される場合に記載してください)				
		※資料を添付する場合は、資料の番号と資料名を記載 (資料番号： 資料名： )				

活動の先進国といわれるアメリカでは、ボランティアによって提供されたサービスについて、財務諸表上に認識・測定できることが定められているが、その際のメルクマールは「特殊な熟練を必要とする」というものであり、すなわち専門家（プロフェッショナル）といわれる人々により提供される専門サービスに限定されていた（高橋選哉 [2005] 75頁）。公益目的事業比率の算定は、法人の財務会計とは異なった観点からの評価で行われることになっており、また公益認定制度の趣旨から考えると、そのような単純作業等であっても、ガイドラインが示す上記の3つの要件を充足すれば認められることが望ましい。

## ②必要対価の額

ガイドラインによると、必要対価の額とは、サービスの提供を受けた法人においてそのサービスの提供に関して通常負担すべき額をいい、合理的な算定根拠によるか、サービスの提供地における最低賃金に基づいて計算されたもの、と定められている（I・7 (4) ②）。専門家による専門サービスについては、一般にその報酬などは明示的に決定されていることが多い、またそうでないケースにおいても、市場において算定根拠（市場価格など）を得ることが可能であることから、公益実施費用額の算定上、問題となることは少ないものと思われる。

上記のサービスの内容に関連するが、問題は、単純作業等のサービスに係る対価の算定である。上述したように、単純作業等のサービスであっても制度の趣旨を鑑みれば、それが当該法人の実施する公益目的事業の遂行上、必要不可欠なものであれば、当然、公益実施費用額に算入されるべきであるが、その対価の算定が問題となりうる。ガイドラインや申請書の手引きに「最低賃金」が記載されていることから、申請書を作成する際に最低賃金によるケースが増えるのではないかと想定されることである。ボランティアによる当該法人の活動（運営管理を含む）への貢献を、最低賃金によって測定することは形式

的には可能であるが、その貢献度を適正に表現しているとはい難い。そこで、その貢献（経済的価値）を測定するために、法人は何らかの手法によって、算定根拠として認められ得る客観的なフォーミュラを開発することが肝要である（後述）。またそのように開発された基準が法人内部に存在する場合には、公益認定の判断において妥当なものとして取り扱われることが望まれる。

## 5. ボランティアの経済的価値の測定

ボランティアによる貢献（経済的価値）を測定するためには、ボランティア・サービスの「時間」と「時間賃金」の2要素が必要となる。また、この2要素をどのように客観的尺度により算定するかが鍵となる。

$$(ボランティアの経済的価値) = (時間) \times (時間賃金)$$

### (1) 「時間」の算定

まず、ボランティア・サービスの「時間」であるが、企業におけるパートやアルバイトと同じように、継続的に記録を取ることで時間数を確定することは可能である。一般的に、ボランティア・サービスの時間を把握することは難しいといわれるが、例えばタイムカード等を用いて、個人の提供する時間数を計算することは可能であるし、事実、多くの企業において、パートやアルバイトの管理を目的としてタイムカード制を利用している。それと同じ方法を採用して、個人別の無償提供時間を特定することが可能である。または、ボランティアの活動報告書を有給スタッフである責任者が作成したり、参加者自らで記入したりすることによっても、ある程度正確な時間を把握することも可能なはずである<sup>9</sup>。

### (2) 「時間賃金」の算定

ボランティアの経済的価値の測定における一番の問題点は、どのような客観的な尺度を用いて、「時間

表5 ボランティアの時間賃金算定ワークシート

ボランティアの時間賃金算定 ワークシート	
ボランティア職務名：_____	
I. 有給職における同等な職務名：	_____
(ボランティア職務記述書における職務や責任と有給スタッフの職務記述書の比較に基づく)	
II. 有給職における同等な職務に対する年間給与：	\$ _____
III. 付加給付：	
社会保障負担金	\$ _____
健康保険	_____
生命保険	_____
福利厚生保険	_____
退職年金	_____
その他（ ）	_____
計	\$ _____
IV. 年間給料総額：	
年間給与+付加給付=	\$ _____
V. 年間規定勤務時間：	
週_____時間×52週=	_____ 時間
VI. 年間有給休暇（時間）：	
年次有給休暇	_____ 時間
休日	_____
特別休暇	_____
計	_____
VII. 年間実際労働時間：	
年間規定勤務時間-年間有給休暇（時間）=	_____ 時間
VIII. ボランティアの時間賃金：	
年間給料総額÷年間実際労働時間=	\$ _____

(出典：高橋 [2000b] 133頁)

賃金」を算定するかである。ボランティア・サービスの時間賃金の算定に関して、G. Neil Karnは等価モデルを用いた経済的価値の測定プロセスを提案している。そこで以下、Karnの提案する時間賃金の算定方法の概略を紹介する<sup>10</sup>。

時間賃金を算定するために、Karnは職務記述書(job description)を利用し、ボランティア・サービスの種類別に時間賃金を算定する「等価モデル(equivalency model)」を提唱している。等価モデルは、「ボランティアの真の経済的価値を決定するのに最も正確かつ説得力のある」(Karn [1983] 4頁)

方法であり、個人により提供されるボランティア・サービスの種類別の市場調達価値（例えば、公正な市場価格や購入価格）に基づいて時間賃金を算定する方法である。つまり、仮にボランティア・サービスを市場で調達する場合、どれだけの費用がかかるかに注目して時間賃金を算定する方法であり、「ボランティア・サービスの市場調達価格に基づく方法」ということもできる。表5は、等価モデルによるボランティアの時間賃金算定のためのワークシートである。

## 6. おわりに

新公益法人制度は、平成20（2008）年12月1日より施行された。従来の公益法人（社団法人および財團法人）には、新制度への移行措置として特例民法法人に移行し、5年の移行期間の間に公益認定法人もしくは一般法人のいずれかに移行するという選択肢があり、各法人の意思決定に委ねられている。いずれの選択肢を選ぶにしろ、新公益法人制度においては、従来より厳格な内部統治（ガバナンス）が要請されており、各法人が民間の公益的活動の活動主体として、自らの責任において自らを律することが法的にも社会的にも期待されている。

本稿では、公益認定における公益目的事業比率を取り上げ、ボランティア・サービスがその算定上どのように取り扱われるかを考察し、制度上認められるべきサービスの内容やその対価の額の算定について若干の検討を行った。新制度は始まったばかりであり、検討課題とした点がどのように取り扱われていくかについては定かではないが、制度の趣旨に則し、各法人の個別の活動実態を踏まえながらの運用が期待される。

### 【注】

1. わが国における公益活動は、欧米諸国で民間が主導的主体となって公益活動を担ってきたのとは対照的に、民間による公益活動は低調であり、「上」からの政府主導によるものであったとの指摘もある（森泉〔1982〕3頁）。

2. 公益法人制度改革関連3法とは、次の3つの法律をいう。

「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」（平成18年法律第48号）

「公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）

「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第50号）

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）

3. 政府は公益法人の設立許可に係る統一的な指導監督を行うために、平成8（1996）年9月に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を閣議決定し、同年12月に「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の申し合わせとして公表した。

4. 公益法人に対する税制上の取扱い（公益法人等税制）については、公益法人制度改革における大きな柱の一つであるが、本稿においては論じていない。公益法人制度改革前の公益法人等税制の問題点などについては、非営利法人課税研究特別委員会〔2004〕、高橋〔2000a〕が詳しい。

5. この公益認定制度により、一般社団法人および一般財團法人は申請を行うことにより、公益社団法人および公益財團法人に認定され得ることから、新公益法人制度は「2階建て」と呼ばれることがある。

6. 平成20（2008）年4月11日、内閣府公益認定等委員会、公表。

7. 公益認定の基準の分類については、新公益法人制度研究会〔2006〕199頁によるものを用いた。

8. 収支相償および遊休財産額の保有制限の公益認定基準について、本来であれば考察・検討が必要な項目であるが、本稿では検討の範囲外としている。

9. 例えば、ボランティアの記録方法やその書式を紹介したものに、Susan J. Ellis and Katherine H. Noyes, *Proof Positive: Developing Significant Volunteer Recordkeeping Systems*, rev. ed., (Philadelphia, PA: Energize, Inc., 1990) がある。

10. 等価モデルの詳細については、高橋選哉〔2000b〕132-136頁を参照。

### 【主要参考文献】

- 岡村勝義 [2008] 「公益認定における財務会計の役割」『月刊公益法人』第39巻11号。
- 公益認定等委員会事務局 [2008] 「民による公益の増進を目指して（パンフレット）」。
- 新公益法人制度研究会 [2006] 『一問一答 公益法人関連三法』商事法務。
- 高橋選哉 [2000a] 「N P O 法人税制の現状と課題」『公益法人研究学会誌』第2号。
- 高橋選哉 [2000b] 「財務報告におけるボランティアの測定と開示に関する一考察」『青山社会科学紀要』第28巻第2号。
- 高橋選哉 [2005] 「米国におけるボランティアの会計：その特徴と現状」『吉備国際大学政策マネジメント学部研究紀要』第1号。
- 内閣府／都道府県 [2008] 「申請の手引き 公益認定編（一般法人が公益認定を申請する場合）」（平成20（2008）年11月14日現在）
- 非営利法人課税研究特別委員会 [2005] 「非営利法人課税の総合的検討（最終報告）」『税務会計研究』第16号。
- 森泉章 [1977] 『公益法人の研究』勁草書房。
- 森泉章 [1982] 『公益法人の現状と理論』勁草書房。
- G. Neil Karn [1983] “Money Talks: A Guide to Establishing the True Dollar Value of Volunteer Time (Part I),” *The Journal of Volunteer Administration*. Vol.I, No.2.

### Abstract

In this article, we overview the new public interest corporation system in Japan, and also discuss the authorization system for public interest corporations. Especially, we discuss on the issue of how to treat the volunteer labors (contributed services) in calculating the ratio of business for public interest purposes. In conclusion, we suggest that even the simple and general contributed services by the volunteers should be respected in calculation of the ratio for the authorization in accordance with the purposes of the new system which is for promoting the public interest.

In Japan, the new public interest corporation system just started on December 1, 2008. Although public interest corporations, which were to be established based on the article 34 of the Civil Law instituted in 1896 (Meiji 29), had played a very important role for promoting the public interest in Japanese society for over the 100 years, various issues and problems concerning the systemic and the operational area had been pointed out. In response to these issues and also for updating the system itself, the new system was implemented. The authorization system is one of the most distinctive features of the new system.

**Key words :** Public Interest Corporations; Authorization System; Contributed Services; Ratio of Business for Public Interest Purposes